

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A市に所在していた会社B（以下「会社」という。）に採用され、同年〇月〇日からは会社の〇チームに配属となり、電子機器の開梱・受付入力・梱包・出荷等の業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月に代わった〇チームのリーダーから、数多くのパワーハラスメント及び嫌がらせを受け、到底できない業務量の仕事を定時に終了させるよう課せられたり、リーダーが行うべき雑用を押し付けられたりしたことにより、体調を崩したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、C眼科に受診し「右ヘルペス角膜炎」と診断された。また、同月〇日、D医院に受診し、「神経性下痢症、過敏性腸症候群」と診断された。

請求人は、上記疾病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した上記疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもの

である。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した「過敏性腸症候群」、「神経性下痢」及び「右ヘルペス角膜炎」が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発症した疾病は、神経性下痢、過敏性腸症候群及び右ヘルペス角膜炎であり、請求人は、これらは上司によるパワーハラスメント等の業務上の事由によって発症したと主張している。したがって、検討すべきは、上記疾病の診断及び原因、上記疾病の発症あるいは経過に、業務による心理的負荷が有意な影響を及ぼしたとみなせるかであると思料する。

(2) 神経性下痢、過敏性腸症候群について

主治医であるE医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人に発症した疾病を神経性下痢、過敏性腸症候群としている。この点、F医師の平成〇年〇月〇日付け意見書及びG医師の平成〇年〇月〇日付け鑑定書においても疾病名は神経性下痢症、過敏性腸症候群であり、G医師は、同意見書において、「神経性下痢症は過敏性腸症候群に含まれる。」と述べている。当審査会としても、請求人の症状及び上記医証から、請求人に発病した疾病は過敏性腸症候群であると判断する。

過敏性腸症候群の発症原因について、E医師は、ストレスや不安障害などの心理的要因による腸の自律神経系の失調を挙げ、業務のストレスも可能性があると述べている。一方、F医師は、過敏性腸症候群の発症原因は、ストレスが悪化の要因とされているが、大腸の機能的異常、患者の素因などが主要な原因

と考えられると述べている。さらに、G医師は、過敏性腸症候群は、自律神経系の不安定な体質にストレス、過労などの複合的な要因が加わり発症すると考えられると述べている。請求人の病歴及び治療経過をみると、平成〇年〇月〇日付けH医師の症状所見書によれば、請求人は過敏性腸症候群の疾病名で平成〇年〇月〇日以降、同年7回の診察・加療を受けている既往があることが認められ、E医師の意見によれば、請求人の症状は薬物療法により改善をみており、強いストレスが影響するのであれば予想される治療の難渋化も認められない。

当審査会としては、請求人が業務による心理的負荷を受けたと主張する平成〇年〇月以前に既に過敏性腸症候群のり患歴があること、薬物治療の効果が良好であること等に鑑み、F医師及びG医師の意見は妥当であり、請求人の過敏性腸症候群の発症の主たる原因は腸の自律神経系の不安定な体質・素因であると判断する。

(3) 右ヘルペス角膜炎について

I医師は平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人に発症した疾病は右ヘルペス角膜炎であり、F医師及びG医師も上記意見書で首肯している。I医師は、右ヘルペス角膜炎の一般的な発症契機として、様々なストレスによって免疫バランスが変化することなどが考えられると述べており、G医師も、ほぼ同意見を述べ、業務のストレスの関与は幾分考えられるものの、体質・素因等の複合的な要因で発症したものであると述べている。

当審査会としても、上記医証に加え、請求人には平成〇年に両びまん性角膜炎の受診歴があること等に鑑みG医師の意見は妥当であり、請求人の右ヘルペス角膜炎の発症と業務等のストレスとに相当因果関係は認められないと判断する。

(4) 以上のように、請求人に発症した過敏性腸症候群及び右ヘルペス角膜炎はいずれも業務との相当因果関係は認められないものである。これに対し、請求人は、上司のパワーハラスメント及び会社からの何回もの退職勧奨が上記疾病の発症の原因であると主張する。しかしながら、決定書第2の2の(2)のウに説示するように、上司による請求人への指示内容は、業務指導の範囲を大きく逸脱したものとはいえず、それによって時間外労働が大幅に増加した事実もなく、請求人への大声での叱責や暴言も認められないことから激しいパワーハラスメントがあったとは認められず、また退職勧奨の事実も確認できない。

したがって、当審査会としても、請求人の上記疾病発症と業務との間に相当因果関係があるとは認められないとの判断を変更すべき理由は見いだせない。

- 3 以上のおりであるから、請求人に発症した「過敏性腸症候群」、「神経性下痢」及び「右ヘルペス角膜炎」は業務上の事由によるものであるとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。